

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第3回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成20年12月16日（火） 14時00分～14時40分  
於、総務省第1特別会議室

## 第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、齋藤 聖美、酒井 善則、  
安田 雄典

（以上5名）

## 第3 出席臨時委員

根岸 哲

## 第4 出席関係職員

### （1）総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、  
安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、  
古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

### （2）事務局

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

## 第5 議題

### 答申事項

ユニバーサルサービス制度の在り方について

【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

## 開 会

○東海部会長 定刻でございますので、ただいまから第3回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員及び臨時委員7名中6名が出席されておられますので、定足数を満たしております。なお、会議は公開で行います。

## 議 題

### 答申事項

ユニバーサルサービス制度の在り方について【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は1件でございます。

諮問第1208号、「ユニバーサルサービス制度の在り方」について審議をいたします。本件については、10月28日開催、前回の当部会において決定いたしました答申（案）を11月27日までの間、意見招請に付しまして、その後寄せられた意見を踏まえて、ユニバーサルサービス政策委員会において検討を行っていただきました。

本日は、ユニバーサルサービス政策委員会の主査代理でいらっしゃいます酒井先生より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。酒井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井委員 今、ご紹介がありましたとおり、前回議論しました「ユニバーサルサービス制度の在り方について」という答申（案）につきまして、寄せられた意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会で検討いたしました、答申（案）の検討結果についてご報告申し上げます。

意見募集の結果ですが、電気通信事業者など9団体から意見の提出がございまして、それをもとに、去る12月9日にこの委員会におきまして、寄せられた意見に対する考え方について調査、検討いたしました。資料3-1にいろいろと資料もございます。寄

せられた意見が答申（案）の全般に広くわたりますために、資料3-1の横にありますように、66の意見に整理した上で考え方を整理、検討いたしました結果、委員会としてはお手元の答申（案）のとおりとすることが適当であるとの結論を得たところです。

この委員会における検討結果の詳細につきましては、事務局のほうから説明をいただけるので、説明をよろしく願いいたします。

○東海部会長　　どうぞ。

○村松料金サービス課企画官　　それでは、お手元の資料でご説明申し上げます。まずは意見招請に対していただきましたご意見と、それに対する考え方でございます。1ページをお開きください。まずは答申（案）全般にかかわる意見でございます。

意見1、「フェーズに分けた検討を行ったことは、時機をとらえた適切な判断」。答申（案）に賛同のご意見でございます。

意見2、「NTT東・西よりPSTNの移行に関する情報開示がないことは、ユニバーサルサービス制度のあり方の議論の障壁」。考え方といたしましては、「今後のユニバーサルサービス制度のあり方の検討に当たっては、ご指摘のとおり、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される」としてございます。

意見3、「制度の枠組みの変更に際しては、NTTのあり方についての議論を踏まえることが必要」。考え方でございますが、「次期以降のユニバーサルサービス制度の見直しに際しては、ご指摘の点も踏まえ、制度を取り巻く環境の変化等を勘案して検討を行うことが必要であると考え」としてございます。

続きまして2ページ、第1章、3年間の制度に関するご意見。まずは、この章全般のご意見でございます。

意見4、「現行スキームを基本的に踏襲することに賛同」。賛同のご意見でございます。

意見5、「制度の見直しに際し、適格電気通信事業者への補てんの必要性について検討すべき」。考え方といたしましては、「ユニバーサルサービス制度は、都市部等における競争の進展によって、NTT東・西のコスト負担だけでは、ユニバーサルサービスの提供を維持することが困難となったことから、他の事業者にも応分のコスト負担を求め制度として稼働しており、現在においてもその必要性は変化がないと考える」としてございます。

3ページをお開きください。意見6、「現行制度を3年間延長することを現時点で確

定すべきではなく、継続的に制度のあり方について議論を行うべき」。考え方といたしましては、「見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度のあり方を速やかに検討することが必要であると考える」としてございます。

続きまして第1節、ユニバーサルサービスの範囲についての意見でございます。

意見7、「加入電話、第一種公衆電話、緊急通報を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることに賛同」。賛同のご意見でございます。

4ページに行ってくださいまして、意見8、「ユニバーサルサービスの範囲の見直しは急務。特に公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることの要否については、さらなる詳細な検討が必要」。考え方でございますが、「ご指摘のとおり、ユニバーサルサービスの範囲については、状況の変化等に応じて適宜見直しを行うべきものである。今次の見直しにおいては、制度稼働後の対象サービスの動向、携帯電話、光IP電話等の他の電気通信サービスの普及状況等を踏まえ検討を行った結果、『加入電話』、『公衆電話』及び『緊急通報』を、引き続きユニバーサルサービスの範囲とすることが適当である」としてございます。

続きまして、ア、加入電話に関するご意見でございます。

意見9、「加入電話を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることに賛同」。賛同のご意見でございます。

5ページに行ってくださいまして、意見10、「携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要」。考え方でございますが、「携帯電話については、次期以降の見直しに向けて、そのサービスの普及状況、料金水準、利用動向等を注視し、ご指摘の点も踏まえ、検討を行うことが必要と考える」としてございます。

続きまして、公衆電話に関する意見でございます。

意見11、「第一種公衆電話を引き続き、ユニバーサルサービスの範囲とすることには賛同するが、今後の利用状況の変化等に配慮しつつ、継続的な検討が必要」。考え方といたしましては、「公衆電話については、次期以降の見直しに向けて、ご指摘の点も踏まえ、ユニバーサルサービスの対象とすることの要否を検討することが必要である」としてございます。

続きまして6ページ、意見12でございます。「公衆電話をユニバーサルサービスの範囲に含めるかについては、必要とされる理由等携帯電話の代替可能性等についての議論を踏まえ、より詳細な検討が必要」。考え方でございますが、「公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、いまだ登場してきていない等の理由から、公衆電話をユニバーサルサービスの範囲とすることが必要である。今後、公衆電話を代替する戸外の通信手段が登場する場合には、ユニバーサルサービスの対象とすることの可否を検討することが必要であると考え」としてございます。

続きまして7ページをお開きください。第2節、コストの算定・負担方法でございます。

意見13、「コストの算定方法の検討の前提として、適格電気通信事業者への補てんの必要性についての検討が必要」。考え方は5に同じでございます。

続きまして8ページ目、エ、コスト算定・負担方法の検討の項目でございます。

意見14、「加入電話のコスト算定・負担方法について、現行の方式を継続することに賛同」。賛同のご意見でございます。

続きまして9ページ、意見15、「NTSコストの負担のあり方を本来あるべき姿に近づけるという意味では、案⑦の採用は十分に取得可能な選択肢である」。案⑦といたしますのは、き線点RT-GC間伝送路コストのつけかえを50%にとどめる案でございます。考え方といたしましては、「制度の趣旨からは、ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来のあり方であるが、利用者転嫁が続く状況においては、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保するためには、現行方式を適用することが最も適切である」としてございます。

意見16、「公衆電話及び緊急通報について、適格電気通信事業者の経営及びネットワークのさらなる効率化を要望する」。考え方でございますが、「ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者であるNTT東・西における基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。なお、当審議会においては、NTT東・西に対し経営効率化の推進等の要望を行っており、これに基づき、毎年度経営効率化の具体的方策の報告を求めているところである」としてございます。

意見17、「コスト負担方法について、電気通信番号ベースを継続することに賛同」。賛同のご意見でございます。

続いて11ページ目、意見18、「負担の利用者転嫁を禁止すべき」。考え方といたしましては、「ユニバーサルサービス制度に基づく負担金は、受益者負担の原則に基づき接続電気通信事業者等が負担する仕組みとなっており、負担事業者が当該負担金を、経営努力によって内部吸収するか、あるいは利用者に負担を求めるかについては、各事業者がその判断において決定されるものである」としてございます。

意見19、「負担の利用者転嫁について、統一的な取り扱いを制度化すべき」。先ほどの考え方18に同じでございます。

意見20、「NTT東・西に対する補てんの必要性については、無形の利益、光アクセスサービス等の他サービス収入等を考慮し、その要否を判断すべき」。考え方でございますが、「NTT東・西に対するユニバーサルサービスの交付金の交付等に当たっては、基礎的電気通信役務収支表の公表を受け、各対象サービスごとの収支状況を踏まえて、審査が行われているところであり、引き続き、従前の方法で行うことが適切であると考える」としてございます。

続きまして12ページ、意見21でございます。「モバイルデータ通信サービスに利用される電気通信番号は負担の対象外とすべき」。考え方21でございます。「ご指摘の電気通信番号は、音声通信に使用することが可能な番号であり、これを経営判断として機能を限定したサービスに適用しているものであることから、これを負担の対象外とすることは適当ではないと考える」としてございます。

続きまして、オ、IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しに関するご意見でございます。

意見22、「光IP電話に移行した回線数を加算する補正を行うことに賛同」。賛同のご意見でございます。

続きまして13ページ、意見23、「NTT東・西は自ら加入電話から光IP電話への移行を進めており、光IP電話に移行した回線数を加算する補正は実施すべきでない」。考え方でございますが、「現行の加入電話のコストの算定方法においては、ベンチマーク方式を採用していることから、加入電話から光IP電話への移行の進展により、加入電話の維持コストは減少しない一方で、ベンチマーク水準の上昇等により補てん対象額が減少することとなり、高コスト地域における加入電話のユニバーサルサービスの

維持が困難になるおそれがある。このため、光 I P 電話に移行した回線数を加算する補正を行い、ベンチマーク水準等を影響を受ける前の状態に戻すことが必要であると考え」るとしてございます。

続きまして 15 ページでございます。意見 24、「I P 化の進展に伴うコスト算定方法の見直しを行う前に、メタルケーブルの撤去等、負担額増大を抑制する施策を検討すべき」。考え方でございますが、「次期以降の制度の見直しに際しては、ご指摘のとおり、社会的コスト増を避けるため、光 I P 電話のユニバーサルサービス化の検討とともに、P S T N の撤去等を認めることの要否を検討することが必要である」としてございます。

意見 25、「光 I P 電話については、加入電話の基本料水準以下とすること。また、コスト負担においては、光 I P 電話の利益も含めて補てんを行うこと」。考え方でございますが、「ご指摘の光 I P 電話の基本料金水準については、今回の意見招請の対象ではない。なお、2010 年代初頭以降において、光 I P 電話のユニバーサルサービス化を検討する際には、その料金水準についても勘案することが必要である。また、現在、光 I P 電話はユニバーサルサービスの範囲ではないことから、コスト算定・負担方法において、光 I P 電話の利益を勘案することは適切でない」としてございます。

続きまして 16 ページ目、カ、コスト負担事業者の範囲に関するご意見でございます。

意見 26、「ユニバーサルサービス設備と接続等することにより受益をするすべての電気通信事業者に応分の負担を求めるべき」。考え方でございますが、「コスト負担方法については、制度の安定性の確保等を図るため、電気通信番号ベースを継続することが適切である。この場合、中継事業者が負担対象から外れるが、中継事業者は、平成 19 年度のコスト算定方法の見直しに伴い、従来、基本料費用とされていたき線点 R T - G C 間伝送路コストを接続料として負担していることから、一定の負担をしており、負担の公平性を確保し得ると考える」としてございます。

意見 27、「負担事業者の基準を廃止すべき」。考え方でございますが、「平成 19 年度認可における、収益が 10 億円以下の電気通信事業者の稼働番号数や収益を勘案し、支援機関の業務の簡素化の観点も踏まえて検討を行った結果、現時点においては、当該基準を変更する状況にはないと考える」としてございます。

続きまして第 3 節、制度の運用等に関するご意見でございます。

意見 28、「制度の運用については、利用者参加の監視機能を持つ機関を設けて行うべき」。考え方でございますが、「支援機関においては、電気通信事業法に基づき、支援

業務諮問委員会が設置されており、消費者代表の委員も任命されているところである。また、同機関においては、消費者保護の観点から、交付金や負担金の算定根拠等について、情報公開に努めているところであり、こうした取り組みが引き続き行われることが適当である」としてございます。

続きまして、ア、周知広報等でございます。

意見29、「行政、事業者は引き続き周知・広報の充実を図るべき」。考え方といたしましては、「行政、事業者等は、ご指摘の点も踏まえ、今後も消費者保護の観点からユニバーサルサービス制度に係る周知・広報の一層の充実を図るとともに、当該周知・広報に当たっては、互いに協力し、効果的・効率的な実施に努めることが適当である」としてございます。

続きまして、イ、基本料の取り扱いでございます。

意見30、「加入電話の基本料の級局別格差の是正については、NTT東・西において、早急かつ適切に対応されるべき」。考え方でございますが、「当審議会においては、平成18年11月の答申において、NTT東・西に対し、基本料体系のあり方に関する検討の継続を要望等しているところであり、NTT東・西においては、同要望等を踏まえて適切に対応されることが求められる」としてございます。

続きまして19ページ、第2章、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度に関するご意見。まずは、章全般のご意見でございます。

意見31、「ユニバーサルサービス制度のあり方の方向性について見通しをつけることは有意義。そのあり方の検討に当たっては大所高所に立って議論することが必要」。賛同のご意見でございます。

第1節、2010年代初頭以降（第1期）に関するご意見でございます。

意見32、「2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の課題の検討には、NTT東・西のPSTNの移行に関する情報開示が必要」。考え方2に同じでございます。

意見33、「2010年代初頭以降のユニバーサルサービスの範囲については、加入電話との代替性等を十分検証し、具体的なサービスの特定を慎重に行うべき。考え方でございますが、2010年代初頭以降のユニバーサルサービスの範囲の検討に当たっては、ご指摘のとおり、加入電話との代替性等を十分に検証することが必要であると考えらる」としてございます。

意見34、「次期ユニバーサルサービスは、①国民の高度な文化的生活と教育の実現、②提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備の推進、③NTT東・西のアクセス回線網分離の実現及び設備共用等の推進、を要件とするものとする」と考へて。考へ方といたしましては、「今後の検討に際し、参考にさせていただきたい」としてごさいます。

21ページでございす。意見35、「次期ユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、基金による補てんなしでユニバーサルサービスの提供を実現することを検討すべき」。考へ方といたしましては、「2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、ご指摘のとおり、対象サービスに対する補てんの要否も含め、検討することが必要であるとする」としてごさいます。

意見36、「次期ユニバーサルサービスの検討に当たっては、そのあり方を根本から検討することが必要」。考へ方でございす。が、「2010年代初頭以降（第1期）は、依然として加入電話の利用者が相当数残存しつつも、光IP電話の加入数が固定音声電話の利用者総数の過半を占めるという段階であり、当該期間においては、光IP電話のユニバーサルサービス化の検討等を行うことが必要であるとする」としてごさいます。

意見37、「次期ユニバーサルサービス制度の検討にはかなりの時間を要することが想定されるため、現時点から継続的に具体的な議論を行っていくことが必要」。考へ方といたしましては、「2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度のあり方の検討に当たっては、事前に論点検討に資する諸課題の整理を行う等、ご指摘の点も踏まえ、継続的に準備を進めていくことが適当である」と考へるとしてごさいます。

続きまして、ア、光IP電話の扱いでございす。

意見38、「光IP電話をユニバーサルサービスの対象と整理することについて検討する場合には、地域特性を踏まえたユニバーサルサービスの提供方法や光IP電話の競争の実態等を勘案した検討が必要」。考へ方としましては、「光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、ご指摘の点も踏まえ、検討する必要があるとする」としてごさいます。

意見39、「光IP電話の扱いについては、加入電話との同等性を追求し、ユニバーサルサービスと位置づけるべき」。考へ方でございす。が、「光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、ご指摘のとおり、加入電話との同等性等を勘案し、検討することが必要であるとする」といたしてございす。

意見40、「光IP電話は基金による補てんの対象とする必要はない」。考へ方でございす。

いますが、「光 I P 電話のユニバーサルサービス化の検討に当たっては、光 I P 電話に対する補てんの必要性の要否も含め、コスト算定方法・負担方法を検討することが必要であるとする」としてございます。

意見 4 1、「ユニバーサルサービス制度が競争政策と一体として創設されたことを踏まえると、競争政策が確立していない光 I P 電話について、ユニバーサルサービスの範囲とすることの検討を先んじて行うことは適切ではない」。考え方でございますが、「光 I P 電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、当該サービスをめぐる市場動向等も踏まえ、検討することが必要である」としてございます。

意見 4 2、「P S T N と光 I P 電話の双方で音声通話に係るユニバーサルサービスを確保するという整理がなされる場合、無駄な設備構築・維持を発生させず、相互補完的なユニバーサルサービスの確保が課題」。考え方でございますが、「光 I P 電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについては、ご指摘の点も踏まえ、検討をする必要がある」としてございます。

意見 4 3、「仮に、P S T N の撤去等を認める場合であっても、当該撤去等に係るコストは、基本的には N T T 東・西が負担すべき」。考え方でございますが、「今後の検討に際し、参考にさせていただきたい」ということとしてございます。

意見 4 4、「メタル回線の撤去については、光 I P 電話の扱いに関連して撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるが、透明性の高い環境でできるだけ早期に検討を行うべき」。考え方でございますが、「P S T N の撤去については、現在 A D S L 事業を行っている事業者の経営の根幹にかかわる問題であり、メタルを撤去する場合の関係事業者への通知が接続約款のとおり 4 年前で十分かどうか等、課題についての十分な検討が必要であるとする」としてございます。

続きまして 2 5 ページ、イ、適格電気通信事業者に関するご意見です。

意見 4 5、「適格電気通信事業者の要件は、技術中立性を担保し、最も効率的にユニバーサルサービスを提供できる事業者とするべき」。考え方でございますが、「適格電気通信事業者の選定方法の検討に当たっては、ご指摘の点も勘案し、課題の整理を行い、検討を進めるべきとする」としてございます。

続きまして 2 6 ページ、ウ、コストの算定・負担方法についてでございます。

意見 4 6、「コスト算定・負担方法の検討を行う前に、基金による補てんなしでのユニバーサルサービス提供方策について検討するプロセスは不可欠」。こちらは考え方 3

5に同じでございます。

エ、その他のサービスの扱いでございます。

意見47、「携帯電話をユニバーサルサービスの範囲として評価することが必要」。考え方でございますが、「携帯電話については、そのサービスの普及状況、料金水準、利用動向等に注視し、ご指摘の点も踏まえ、検討を行うことが必要と考える」としてございます。

意見48、「携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの可否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要」。こちらは考え方10に同じでございます。

続きまして第2節、2010年代初頭以降（第2期）に関するご意見でございます。

意見49、「次期ユニバーサルサービスは、①国民の高度な文化的生活と教育の実現、②提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備の推進、③NTT東・西のアクセス回線網分離の実現及び設備共用等の推進、を要件とするものとする」。こちらは考え方34に同じでございます。

意見50、「『国民に不可欠な電気通信サービス』というユニバーサルサービスの考え方は将来においても変わらないと考えられ、その時代に適したユニバーサルサービスを考えることが必要」。考え方でございますが、「2010年代初頭以降（第2期）におけるユニバーサルサービスについては、現行制度の枠組みにとらわれることなく総合的な議論を行い、その時代にふさわしい制度を新たに再構築することが必要となると考える」としてございます。

続きまして28ページ、意見51、「将来的なユニバーサルサービス制度のあり方について総合的な議論を行うことは適切。ただし、検討項目については、基本的な事項であっても、答申（案）においては一オプションとし、検討の方向性を制約しないようにすることが適当」。考え方でございますが、「答申（案）に示した2010年代初頭以降の課題整理は、現時点における市場動向、技術動向等を踏まえて行ったものであり、今後、次期見直しを行う際には、再度直近の状況等を勘案して検討を行うことが必要である」としてございます。

続きまして、ア、ユニバーサルアクセスの概念の導入。

意見52、「ユニバーサルアクセスの概念の導入の検討に当たっては、さまざまな論

点について議論が必要」。考え方でございますが、「2010年代初頭以降（第2期）においては、現行制度が前提としているPSTNからIP網へ移行した段階であることから、新たな制度の枠組みを再構築することが必要となることが想定され、ユニバーサルアクセスの概念の導入に当たっては、ご指摘のとおり、多岐にわたる課題について十分な議論が必要である」としてございます。

続きまして29ページ、意見53、「ユニバーサルサービスの基本と同等の要件を定め、全国各地でのブロードバンドアクセスの提供を進めるべき」。考え方ですが、「ユニバーサルアクセスの概念の導入に当たっては、ご指摘のとおり、ユニバーサルサービスの基本要件を踏まえ、基本的な構成要件について一定の整理を行うことが必要である」としてございます。

意見54、「ユニバーサルアクセスの概念について検討を行う前提として、NTT東・西のPSTNの移行に関する情報開示が必要」。考え方2に同じでございます。

続きまして30ページ、イ、適格アクセス事業者に関するご意見です。

意見55、「適格アクセス事業者については、同一業務区域内においては一に限定するという考え方もある」。こちらは答申（案）の考えに賛同のご意見でございます。

意見56、「適格アクセス事業者の選定に当たっては、技術中立性・競争中立性を考慮し、最も効率的にユニバーサルサービスを提供できる事業者とすべき」。考え方でございますが、「適格アクセス事業者の選定方法の検討に当たっては、ご指摘の事項も勘案し、課題の整理を行い、検討を進めるべきと考える」としてございます。

意見57、「NTT東・西が適格アクセス事業者の役割を担う場合には、NTT東・西のアクセス回線網の分離等、NTTグループのあり方の見直しを行うことが不可欠」。考え方としましては、「今後の検討に際し、参考にさせていただきたい」としてございます。

続きまして31ページ、ウ、コスト算定・負担方法についてでございます。

意見58、「コスト算定・負担方法の検討を行う前に、基金による補てんなしでのユニバーサルサービス提供方策について検討するプロセスは不可欠」。考え方35に同じでございます。

意見59、「加入電話のコスト算定・負担方法の基本的立場と同様の立場で決定すべき」。考え方でございますが、「ユニバーサルアクセスのコスト算定・負担方法については、答申（案）に挙げた基本的な事項をはじめとした課題の整理を行い、検討するこ

とが必要である」としてございます。

意見60、「ユニバーサルアクセスについての新モデル構築に当たっては、IP伝送路等における基本料コストに接続料コストが混在しないことを要望」。考え方といたしましては、「ユニバーサルアクセスのコスト算定・負担方法を検討するに当たっては、複数の伝送形態等が想定されることから、ご指摘の点も踏まえて検討することが必要である」としてございます。

続きまして32ページ、第3章、次期見直しに向けた課題等に関するご意見です。

意見61、「加入電話や光IP電話の提供のあり方等については、答申（案）の課題等に加え、今後のサービスの普及状況や市場環境及び技術の変化を踏まえ、総合的に検討を深めていくことが必要」。考え方でございますが、「加入電話や光IP電話の扱いについては、ご指摘の点も踏まえ、検討していく必要があると考える」としてございます。

続きまして、ア、次期検討に必要な課題の整理に関するご意見でございます。

意見62、「NTT東・西は早急にPSTNの移行に関する情報開示を行うことが必要」。考え方2に同じでございます。

意見63、「まずは、基金制度がない中での次期ユニバーサルサービスの確保についての検討に主眼を置くべき」。こちらは考え方35に同じでございます。

33ページでございます。意見64、「携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否については、①サービスが急速に高度化しており、ユニバーサルサービスになじまない、②加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難、という特性を踏まえた慎重な検討が必要」。考え方10に同じでございます。

続きまして、イ、次期検討に必要な情報の開示。

意見65、「メタル回線の撤去については、光IP電話の扱いに関連して撤去ありきの議論をすることは避けるべきであるが、透明性の高い環境でできるだけ早期に検討を行うべき」。考え方44に同じでございます。

最後、終章に関するご意見でございます。

意見66、「『見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度のあり方を速やかに検討』とする答申案には賛同。その際は、制度そのものについて議論することが必要」。賛同のご意見でございます。

以上がご意見と考え方でございます。

続きまして、お手元の答申（案）でございます。意見招請によります修正等はござい

ませんが、若干語句の補足、訂正がございますので、ご説明申し上げます。

まず1点目、28ページをお開きください。真ん中に図表13がございますが、そこに赤書きでございますように「するまで」ということで、足りなかった文言を追加、修正しております。

続きまして31ページをお開きください。上のほうに「次世代PHS」を追加しております。理由でございますが、こちらで紹介しております広帯域移動無線アクセスシステムとしましては、WiMAXに加えまして次世代PHSもございますので、こちらを併記させていただいたところでございます。

同様の修正があと2カ所ございます。1カ所が32ページの図表14、右のところの枠内。もう1カ所が、37ページの中ほどのところでございます。

以上が答申（案）の前回からの修正点でございます。それから最後に今回の答申書（案）をおつけしてございます。

以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。前回の部会におきまして、答申（案）としてご検討いただき、その後約1カ月ほどの間、意見招請をさせていただいた内容と考え方の整理を、今、ご説明をいただいたところでございます。ユニバーサルサービス政策委員会におきましては、その議論の結果、私どもの答申（案）としたものに対する修正はなかったというご報告と承りました。どうぞ、ご説明につきまして何かご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○根岸臨時委員　前に聞くべきことであつたと思ひますし、法律をやっている人間がこういう質問をするのも何ですけれども、この答申（案）の19ページに表がありまして、その下のところに「NTT東・西は、NTT法上の『あまねく電話責務』」というふうに書いてありまして、注10のところにNTT法第3条というのが書いてあります。その中の2行目に、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保」というふうに書かれています。これと事業法上の基礎的電気通信役務というか、あるいは適格事業者というものの関係と、同じことなのか、法律の根拠が違いますから違うというふうを考えるのか、ちょっと、あまり本質的な問題じゃないのかもしれませんが、もし関係についてお教えいただければありがたいというわけです。

○東海部会長　これは、ユニバーサルサービス政策委員会でその議論が出たことはなか

ったように思いますね。

○酒井委員　そこはないです。むしろこれを前提にしていたので。ですから、解釈のほうはお願いします。

○東海部会長　むしろ行政のほうから、法解釈のことについてコメントをいただければいいかなと思います。

○村松料金サービス課企画官　今、委員にご指摘いただきました「NTT法上の『あまねく電話責務』」ということで、NTTが現在加入電話等におけますユニバーサルサービス提供義務を負っておりまして、それを担保するためにユニバーサルサービス制度ということで基金制度を設けまして、適格電気通信事業者等の仕組みをつくりまして、その補てん等を行っているというところでございます。

○根岸臨時委員　多分これは最初、NTT法第3条ができたというか、この「あまねく電話責務」というのは、何というか、その時代の電話ということに多分限定しているようにも読めるわけで、今後ユニバーサルサービスの範囲なんかが変わってくると、あるいはこれも変えなきゃならないのかもしれないというか、この当時は多分、固定のことしか考えていないということもありましたので、質問をさせていただいたわけです。

○東海部会長　いかがでしょう。どうぞ。

○古市料金サービス課長　少し補足させていただきますと、基本的にNTT法におきまして、先生ご指摘のとおり、持株会社、それから地域会社が特殊会社として、いわゆる加入電話を、国民生活に不可欠な電話の役務として、あまねく日本全国に適切、公平かつ安定的な提供を確保するという責務を負うことによって、いわゆる「あまねく電話」を確保しているということでございます。電気通信事業法は一般的な電気通信事業に関するルールでございますので、これについて基礎的電気通信役務という概念を導入して、例えば、そういった役務の提供に当たっては、これはNTT東・西に限らず、基礎的電気通信役務を提供する事業者すべてにわたって、約款をきちんとつくって、それを公平に適用してくださいといった責務であるとか、あるいはこういった基礎的電気通信役務を提供する際に、例えば手を挙げることによって適格電気通信事業者となった上でユニバーサルサービス基金制度を使うことによって、このユニバーサルサービスを支えていくというような制度があるということでございます。

現実問題としては、両者相まって日本全国における電話のあまねく公平な提供を支えているということになっているかと思っております。

ご指摘のとおり、当然のことながらこのNTT法3条が、今後、いろいろな市場環境の中でどうあるべきかということは、またいろいろな形で議論していくべきものと考えているところでございます。

○東海部会長　よろしゅうございましょうか。ほかにいかがでございましょうか。

基本的には今回の答申（案）はこれまでの枠組みを変えないということを前提にしながら現在のいろいろな諸環境を微調整をするという形で進めているわけでありますけれども、ただし、2010年以降のことについても視野に入れながらの検討であったということは、1つの大きな特徴ではないかと思っております。ほかにご意見がないということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、ないようでございますので、この諮問第1208号につきましてはお手元の答申（案）のとおり答申をしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○東海部会長　ありがとうございました。それでは、案のとおり答申とすることといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということです。どうぞ、桜井さんのほうからよろしくお願いします。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の桜井でございます。ただいま、「ユニバーサルサービス制度の在り方について」ということで答申をいただきました。東海部会長をはじめ、4月の諮問以来、大変精力的にご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

今、答申でもご指摘されておりますように、今の時期と申しますのは、加入電話が大幅に減少し、光IP電話が大変急増しているというマイグレーションが大変進んでいる時期であります。そういう中で、次期といいますか、来年度からの3カ年のユニバーサルサービス制度のあり方について答申をいただけたと。また、その次の時代ですね、2012年度以降のユニバーサルサービス制度のあり方についても、いろいろな諸課題についておまとめいただいたということでございます。

私どもといたしましては、関係省令の整備というものを速やかにやっていきたいと思っておりますし、また、中期的な課題につきましては、答申にご指摘をいただきました課題につきまして、鋭意検討をさらに深めてまいりたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○東海部会長　　ありがとうございました。

## 閉　　会

○東海部会長　　以上で本日の審議は終了いたしましたけれども、委員の皆様から何かご発言はございませうか。あるいは、事務局から何かございませうか。

○副島管理室長　　このあと、この部会が終了しましてから数分後ということで、同じこの場所で、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催される予定ですので、関係の委員の方はまた席にお戻りいただきたいと思います。

以上でございます。

○東海部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思います。次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡させていただきたいと思います。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。